

魚津市告示第60号

魚津市在宅高齢者等住宅改善支援事業補助金交付要綱の一部改正について

魚津市在宅高齢者等住宅改善支援事業補助金交付要綱（平成12年魚津市告示第77号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条 (略) (補助金の交付)</p> <p>第2条 市長は、<u>高齢者(65歳以上の者であつて、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要介護者及び要支援者以外のものをいう。以下同じ。)</u>が身体機能が低下してもできるだけ住み慣れた家庭で生活できるよう、排泄、入浴、移動等を容易にするための居住環境改善及び在宅介護者の介護負担の軽減(以下「高齢者の自立支援等」という。)を図ることを目的とし、既存の住宅の改善に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。</p> <p>第3条 (略) (補助金の対象経費)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象経費は、高齢者が現に居住する住宅の居室、玄関、台所、廊下、階段、便所、浴室等を高齢者の自立支援等に対応したものとするための改善の直接工事費(以下「対象工事費」という。)<u>とし、手すりの設置及び段差解消に必要な経費とする。</u></p> <p>(補助金額及び限度額)</p> <p>第5条 補助金は、対象工事費に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。)とし、1件の対象工事費は、45万円を限度額とする。</p> <p>第6条-第11条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (補助金の交付)</p> <p>第2条 市長は、高齢者(65歳以上の者をいう。以下同じ。)が身体機能が低下してもできるだけ住み慣れた家庭で生活できるよう、排泄、入浴、移動等を容易にするための居住環境改善及び在宅介護者の介護負担の軽減(以下「高齢者の自立支援等」という。)を図ることを目的とし、既存の住宅の改善に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。</p> <p>第3条 (略) (補助金の対象経費)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象経費は、高齢者が現に居住する住宅の居室、玄関、台所、廊下、階段、便所、浴室等を高齢者の自立支援等に対応したものとするための改善の直接工事費(以下「対象工事費」という。)とする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当しない者については、手すりの設置及び段差解消に必要な経費を補助金の対象経費とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づく要介護者及び要支援者(以下「要介護者等」という。)</u></p> <p>(2) <u>法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業の対象者</u></p> <p>3 <u>高齢者が要介護者等である場合は、対象工事費のうち法に基づく住宅改修費の対象外の工事及び支給限度基準額を超えて行われる工事に係る工事費を対象工事費とする。</u></p> <p>(補助金額及び限度額)</p> <p>第5条 補助金は、対象工事費に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。)とし、1件の対象工事費は、<u>要介護者等については90万円、その他の者については45万円を限度額とする。</u></p> <p>第6条-第11条 (略)</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。